

## エフォート管理の運用統一について

令和2年3月31日

令和2年10月2日改正

資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ

### 1. 趣旨

政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮するためには、資金配分に当たって研究費の不合理な重複や過度の集中の排除を徹底することが重要であり、研究時間に比して過大な研究費が配分されないためにも、研究機関における適切なエフォート管理が重要である。また、エフォートによる管理は、個々の研究者が業務ごとに従事する割合が明確になることで、研究者のそれぞれの業務の業績を適正に評価できるとともに、労働形態等に応じて効率的な勤務管理が可能となる。

一方、各資金配分機関から求められるエフォート管理に係る手続や提出書類が異なることで、研究者及び研究機関に事務負担が生じている。このため、統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）においても、「資金配分機関ごとに異なるエフォートの管理の共通化を図る」ことが示されたところである。

このような状況を踏まえ、資金配分機関が所管する競争的研究費の各制度においてエフォートの申告、状況確認、報告（以下、「エフォートの申告等」とする。）に係る標準的な手続を設定するとともに、研究機関が保管・提出すべき書類を統一することにより、エフォート管理に関する手続の簡素化及び合理化を実現し、エフォート管理の拡大を推進する。

### 2. 対象制度

国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の5法人（以下、資金配分機関という。）が所管する競争的研究費の各制度とする。

### 3. エフォートの定義

エフォートとは、研究者の全仕事時間100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%）をいう。

なお、エフォートの考え方は、以下のとおりとする。

エフォート（プロジェクト従事率（年間））

＝ 当該プロジェクト従事時間 ÷ 年間の全仕事時間（※）

（※）裁量労働制が適用されている場合は、みなし労働時間とする。

#### 4. エフォートの申告等を求める対象者

原則として、2. の各事業の直接経費から人件費を支出する全ての研究者とする。

ただし、各資金配分機関において、対象者の条件を設定することを可能とし、資金配分機関に対してエフォートの申告等を求める者を限定するなど手続の簡素化を行うことを妨げない。

#### 5. 実施方法

本申し合わせに基づくエフォートの申告等に係る実施方法については、原則以下のとおりとする。

##### (1) 事務処理要領等の記載

資金配分機関が定める事務処理要領等において、当該研究活動に従事するエフォートに応じて人件費を計上することが可能である旨を明記する。

##### (2) エフォートの決定方法

エフォートは、5%から100%までの5%刻みの20段階で設定することを可能とする。

##### (3) エフォートの申告等に関する手続

エフォートの申告等に関する標準的な手続は、別添の「申告等に係る手続」のとおりとする。

#### 6. 証拠書類

研究機関がエフォート管理に伴い必要となる証拠書類は、以下のとおりとし、資金配分機関は、原則、本証拠書類以外の提出を求めないこととする。

研究機関においては、以下に記載する書類を適切に保管し、資金配分機関からの求めに応じ提出することとする。

エフォートの申告等に係る証拠書類は、5. (3) の別添「申告等に係る手続き」に記載されるエフォート証明書、エフォート申告書、従事状況報告、エフォート報告書とする。ただし、研究機関独自の様式で適切な管理を行っている場合は、それに替えることを可能とする。

#### 7. フォローアップ

内閣府は、各府省の進捗状況を把握し、未対応の制度については、フォローアップしていく。

#### 8. その他

(1) 研究機関は、申告したエフォートに相当する分は、研究者が当該研究を確実に実施できるよう機関内の業務を効率化する等の工夫を行うことにより、エフォートに応じた研究時間の確保に努めることとする。

(2) 資金配分機関においては、適正な執行を確保するため、当該エフォート

管理の実施状況に疑義が生じた場合やその他必要な場合は、当該エフォート管理の状況報告を求めるとともに、証拠書類の記載が適切でなかった等、適切に管理されていないことが確認された場合には、研究機関に対して、当該エフォート管理の是正を求めるとことや人件費等に充当した額の一部又は、全部を返還させることとする。なお、その確認にあたっては、必要に応じて、本証拠書類以外に研究者等の雇用にあたり研究機関において通常整備される書類の提出を求める場合がある。

- (3) 本方針に基づき、明確にすべき事項が生じた場合は、必要に応じ FAQ を作成する等に対応することとする。

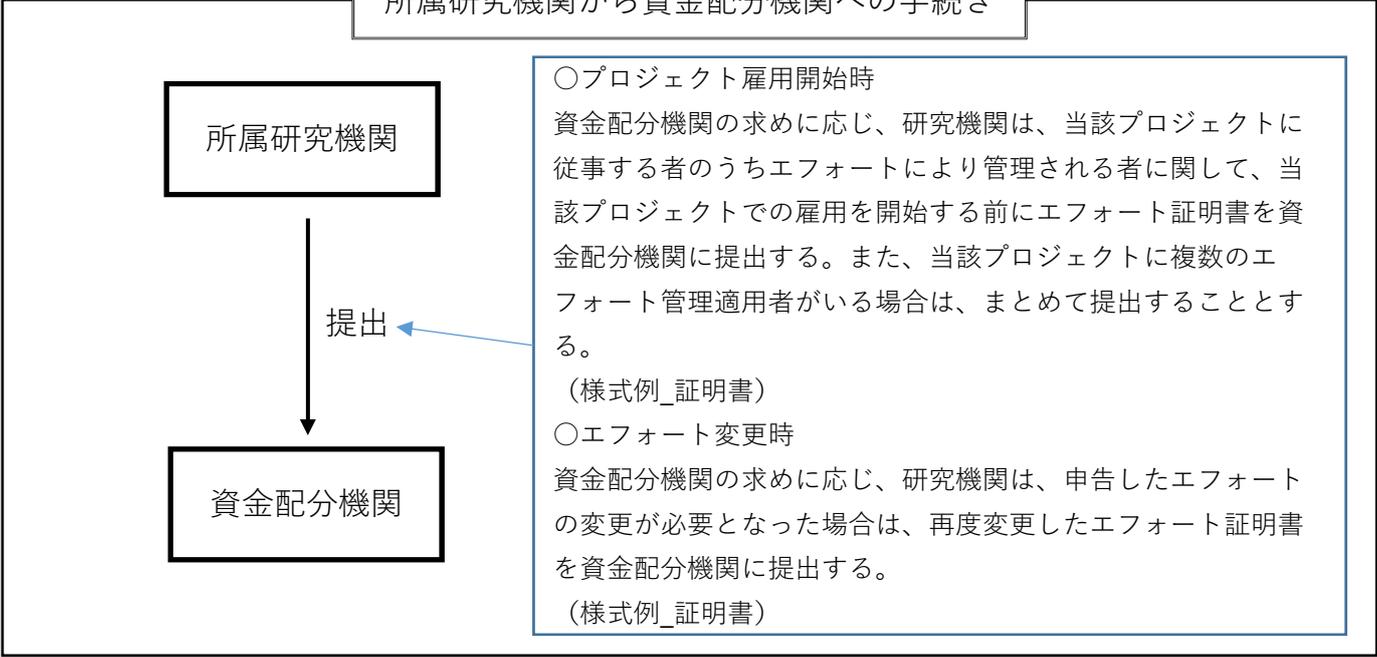
#### 9. 適用開始日

本方針は、令和2年4月以降公募を開始するものから順次適用するものとする。

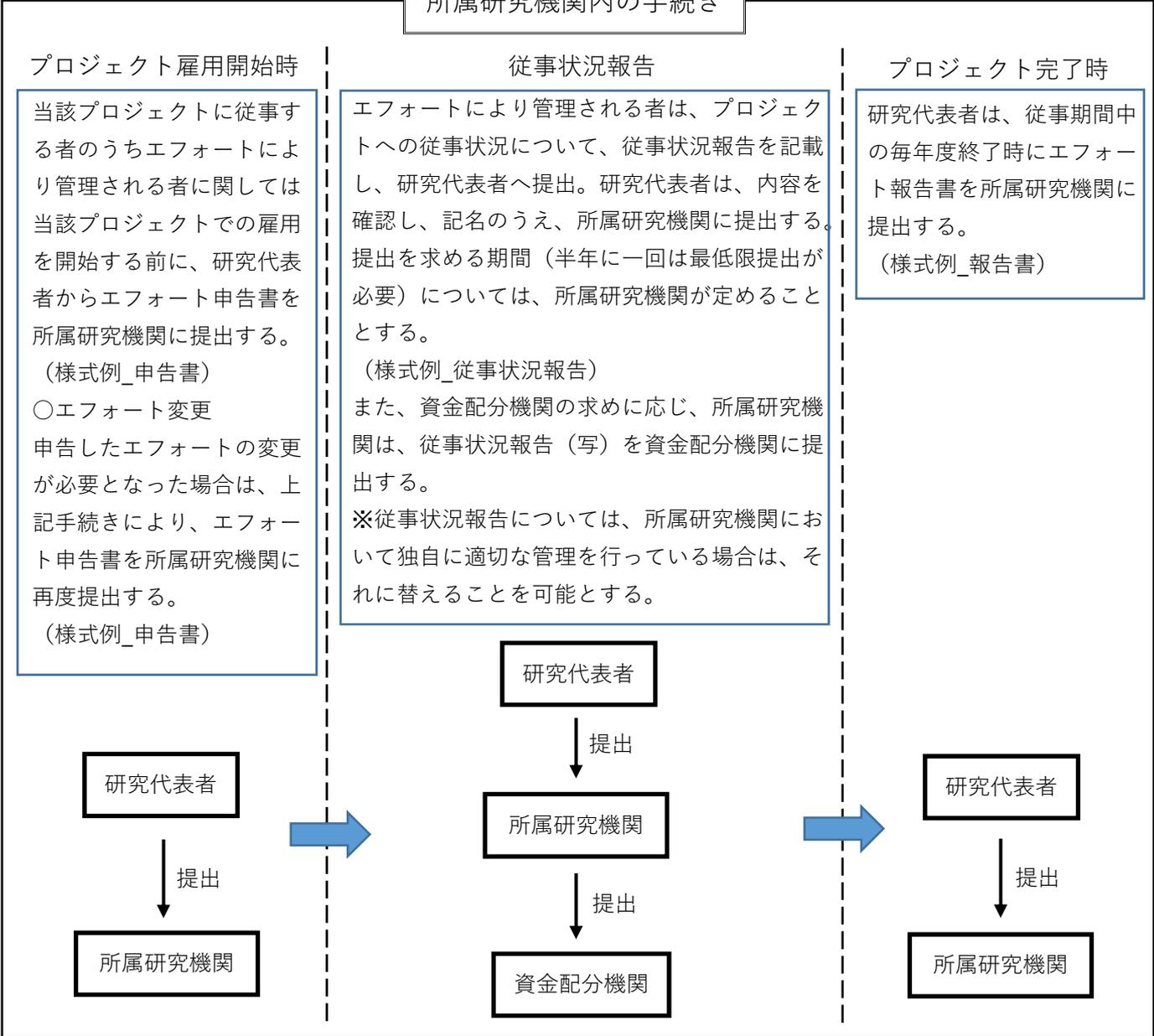
以上

# 申告等に係る手続き

## 所属研究機関から資金配分機関への手続き

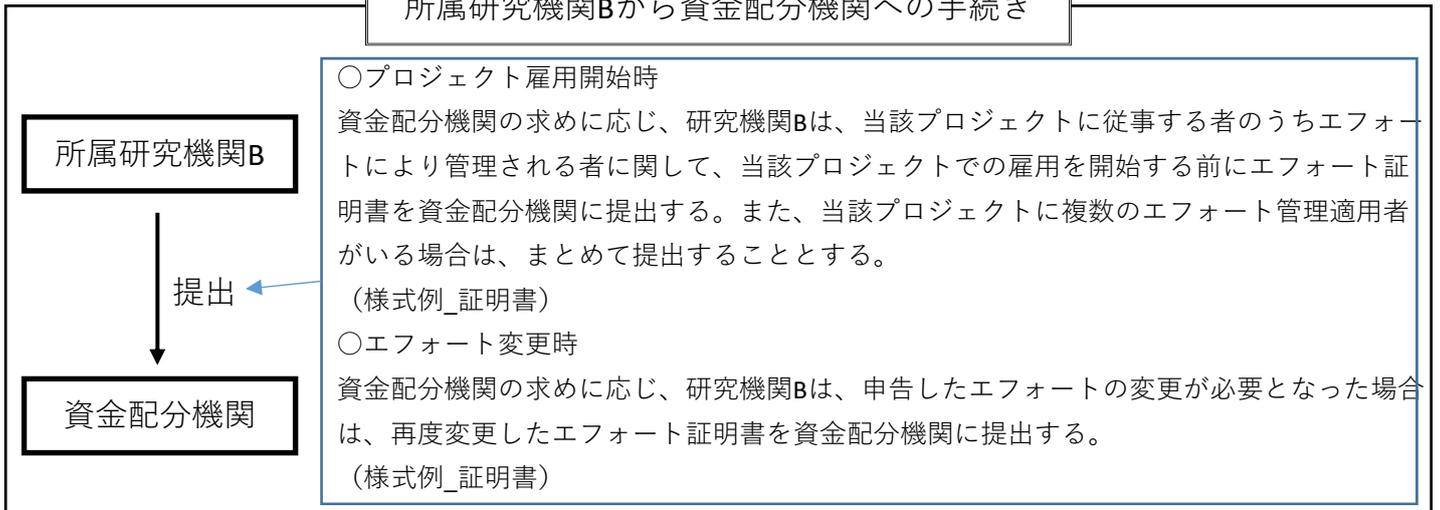


## 所属研究機関内の手続き

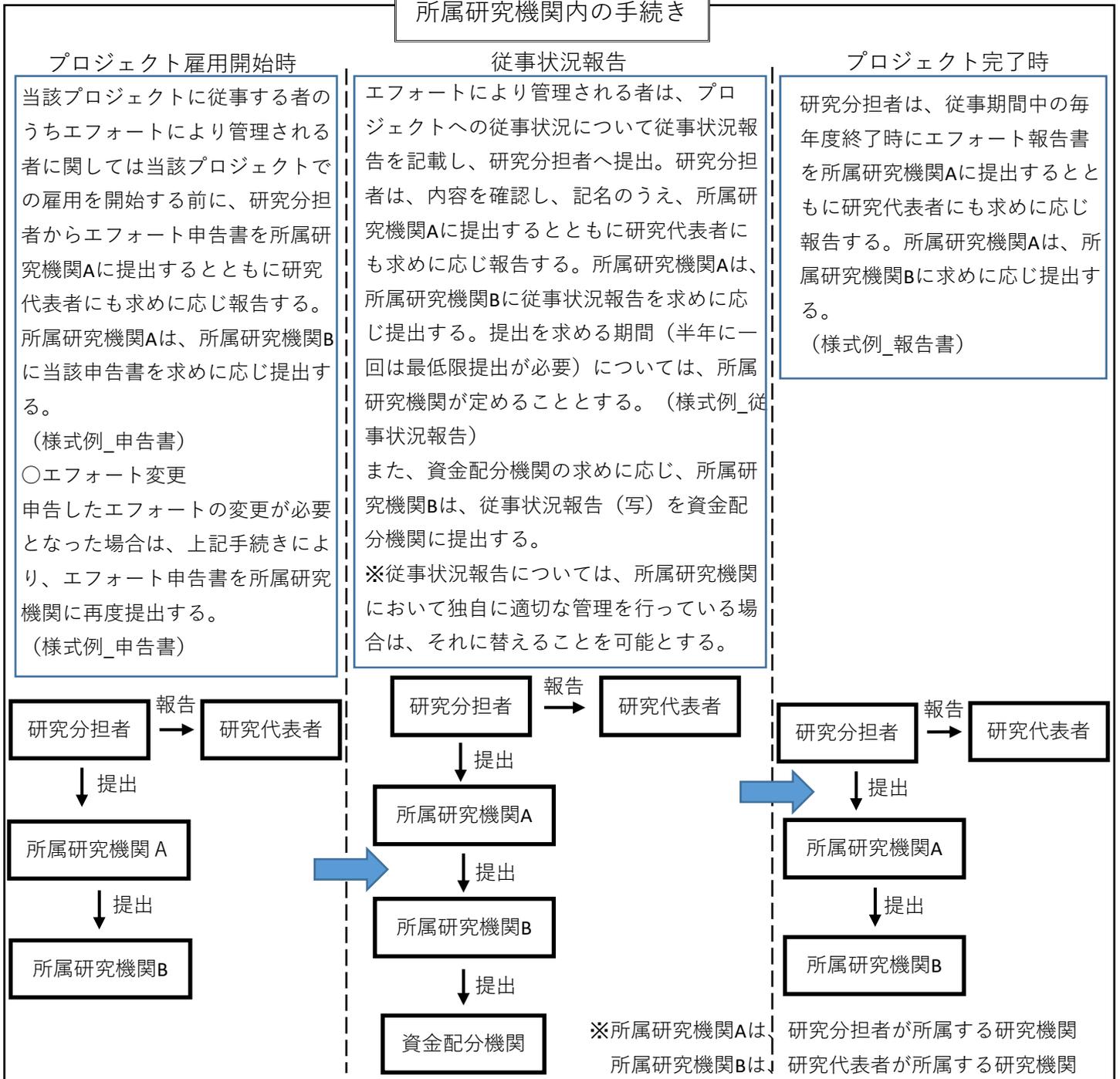


# 申告等に係る手続き

## 所属研究機関Bから資金配分機関への手続き



## 所属研究機関内の手続き



エフォート証明書

〇〇機関

〇〇機関長 殿

契 約 番 号	〇〇〇〇〇
事 業 名	〇〇〇〇〇
事 業 期 間	2019/4/1~2020/2/28

研究員氏名	雇用契約の形態	当該事業 エフォート (%)	当該事業以外 のエフォート (%)	従事期間	備 考
〇〇 〇〇	年俸制 (裁量労働)	40	他業務：30 自社業務：10 〇〇業務：20	2019/4/1 ~ 2020/2/28	
〇〇 〇〇	年俸制 (裁量労働以外)	70	他業務：20 自社業務：10	2019/4/1 ~ 2019/9/30	
〇〇 〇〇	日給制	100	無し	2019/4/1 ~ 2020/2/28	

2019年4月1日

上記の者が、上記エフォートにて従事させることについて申告致します。また、本人に当該事業従事率にて従事することとなる旨、書面により通知します。

住 所 〇〇〇  
 名 称 所属研究機関名  
 申告者 人事部長 〇〇 〇〇

※提出先、提出者については、資金配分機関で定める

エフォート申告書

所属研究機関 殿

契 約 番 号	○○○○○		
事 業 名	○○○○○		
事 業 期 間	2019/4/1~2020/2/28		
業 務 従 事 者	所属	○○研究科	職名 研究員
	氏名	○○ ○○	雇用形態 年俸制 (裁量労働)

上記の業務従事者は、複数の業務に従事するものであり、その従事状況は以下の通りであることを申告致します。また、業務従事者本人に対し、人事責任者を通じ、下記エフォートにより従事することを通知致します。

事 業 名	エ フ ォ ー ト (%)	従 事 期 間	備 考
当該事業名	80	2019/4/1~2020/2/28	
当該以外事業名	20	同上	

※上記エフォートは、雇用契約に定める全従事時間に占める各業務の割合を記載

2019 年 4 月 1 日

研究代表者 (又は研究分担者) 所 属 : \_\_\_\_\_  
 役 職 : \_\_\_\_\_  
 氏 名 : \_\_\_\_\_

※提出先、提出者については、研究機関で定める

様式例\_従事状況報告

(エフォート管理される者 (PI 等の承認) →所属研究機関、必要に応じ FA へ写しを提出)

従事状況報告

(○～○月分)

※報告の範囲については、研究機関により適宜決定する

所属研究機関 殿

(写) 資金配分機関 殿

契 約 番 号	〇〇〇〇			
事 業 名	〇〇〇〇			
事 業 期 間	2019/4/1～2020/2/28			
業 務 従 事 者	所 属	〇〇研究科	職 名	研究員
	氏 名	〇〇 〇〇	雇 用 形 態	年俸制 (裁量労働)

上記の者の従事状況は以下の通りであったことを報告致します。

○従事内容等 (各業務の従事内容・進捗状況について記載する)

上記の者の従事状況は以上の通りであったことを報告致します。

2019 年 9 月 1 日

研究代表者 (又は研究分担者) 所 属 : \_\_\_\_\_  
役 職 : \_\_\_\_\_  
氏 名 : \_\_\_\_\_

※提出先、提出者については、研究機関で定める

エフォート報告書

所属研究機関 殿

契 約 番 号	〇〇〇〇		
事 業 名	〇〇〇〇		
事 業 期 間	2019/4/1~2020/2/28		
業 務 従 事 者	所属	〇〇研究科	職名 研究員
	氏名	〇〇 〇〇	雇用形態 年俸制 (裁量労働)

上記の従事状況は以下の通りであったことを報告致します。

事 業 名	エ フ ォ ー ト (%)	従 事 期 間	備 考
当該事業名	80	2019/4/1~2020/2/28	
当該以外事業名	20	同上	

※上記エフォートは雇用契約に定める全従事時間に占める各業務の割合を記載

2020年3月1日

研究代表者 (又は研究分担者) 所 属 : \_\_\_\_\_  
 役 職 : \_\_\_\_\_  
 氏 名 : \_\_\_\_\_

※提出先、提出者については、研究機関で定める

## エフォート管理の運用統一に関するFAQ

- Q. 「5. 実施方法（2）エフォートの決定方法」において、「エフォートは、5%から100%までの5%刻みの20段階で設定することを可能とする。」とあるが、1%刻みや3%刻み等で研究者のエフォート管理を行うことはできないのか。
- A. 研究機関において、5%刻みより小さい単位で研究者のエフォート管理を行うことは可能です。ただし、資金配分機関への報告方法等については、資金配分機関により取扱いが異なることがありますので、その指示に従ってください。